

情報通

2022. December 12月号

発行：東京税理士会
 情報システム部・デジタル化委員会
 題字：神津 信一（四谷）
 （税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。）

適格請求書発行事業者の登録申請について

情報システム部委員 伊藤 貴徳

令和5年3月31日は適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請期限です（但し令和5年10月1日からインボイスを発行したい事業者）。情報システム部という立場ですが、今回は紙で提出する方法（本人申請）、すなわち郵送等による提出の説明をしたいと思います。

送付先は、東京国税局の「インボイス登録センター」です。

〒262-8514 千葉市花見川区武石町1丁目520番地

近年、郵送事情で日数がかかるケースが増えていますので、早めに郵送することが望めます。また、登録申請書は新様式に変わっていますので、注意してください。

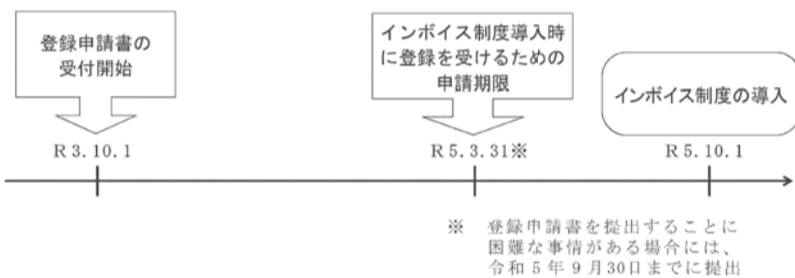
課税事業者

期限までに登録申請を提出することに困難な事情（程度は問わない）がある場合には、令和5年9月30日までに提出すれば良いとされています（平成30年改正消令附則15、インボイス通達5-2）。

（注）特定期間による納税義務の判定の特例（消法9の2①）により課税事業者となる場合には、令和5年6月30日まで。

※「特定期間」とは、原則として前年度の期首から6カ月間（個人事業主の場合はその年の前年1月1日～6月30日までの期間）

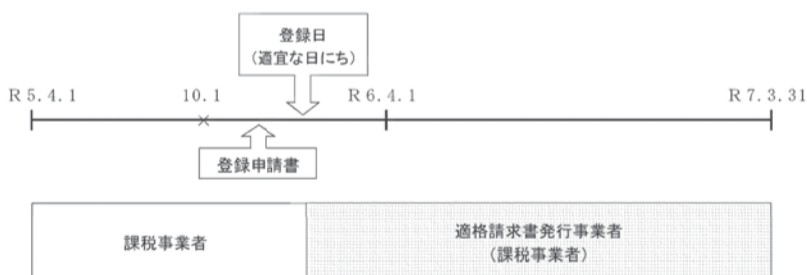
【登録申請のスケジュール】



期限後の登録申請（令和5年10月2日以後）

インボイス制度導入後は、審査が完了して登録公表サイトに掲載された時点からでないインボイスの発行ができません。例えば10月2日に申請しても発行が可能な日は1カ月後になるかもしれません。

【令和5年10月2日以後に登録を受ける3月決算法人の場合】



特例

1. 新設法人

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けたい事業者は、その旨を記載した登録申請書とその課税期間の末日までに提出することで、その初日に遡って登録を受けられます（消令70の4、消規26の4、インボイス通達2-2、2-7）。

2. 簡易課税制度の届出

免税事業者

インボイス発行事業者の登録を受けるときに、同時に簡易課税制度を選択する場合。

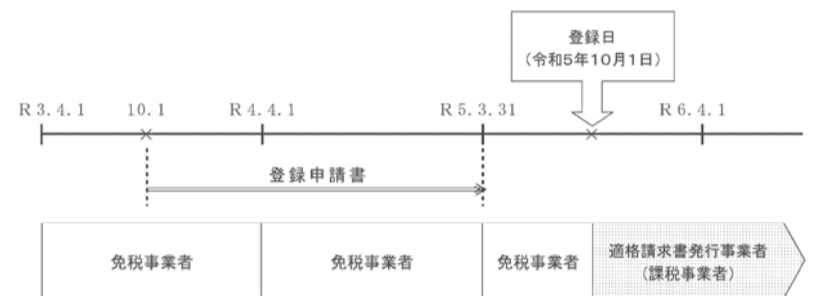
令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日に属する課税期間において、「免税事業者に係る登録の経過措置」（平成28年改正消法附則44④）の適用を受ける事業主は、簡易課税制度選択届出書について、提出時期の特例の適用を受けることができます。

簡易課税制度選択届出書に、その課税期間から簡易課税制度を適用する旨を記載し、その課税期間中に提出すると、その課税期間から簡易課税制度を適用できます（平成30年改正消令附則18）。

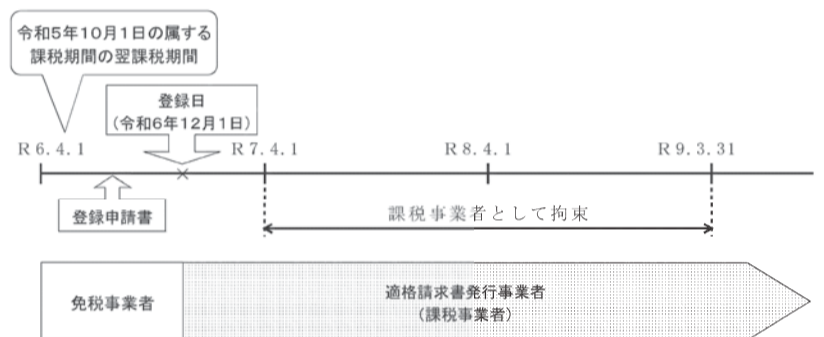
① 経過措置の適用を受けるとき

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する期間中に登録を受けるとき、その日から自動的に課税事業者になる経過措置があります。しかしながら登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの間は、納税義務は免除されません。

【令和5年10月1日の属する課税期間に登録を受ける3月決算法人の場合】



【令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間に登録を受ける3月決算法人の場合】



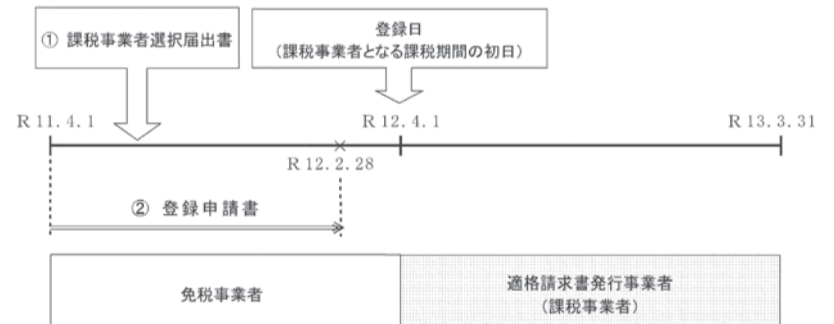
② 基準期間の課税売上高が1,000万円を超えるとき

上記①の経過措置を適用できません。その他3パターン（課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となるとき、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるとき、納税義務の免除の特例規定により課税事業者となるとき）の適用除外となる課税期間があります。

③ 経過措置適用期間後に登録を受けるとき

現行と同様に、その登録を受けようとする課税期間の直前の課税期間中に「課税事業者選択届出書」を提出します。免税事業者がインボイス課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとするときは、その課税期間の初日の前日から起算して1カ月前の日までにインボイス登録申請書を提出します。

【課税選択をした課税期間の初日に登録を受ける3月決算法人の場合】



電子申請の時の注意事項

電子での申請書の下部の□「本申請に係る通知書等について、e-Taxによる通知を希望します。」にチェックマークを付けてください。忘れると、顧問先に書面で1カ月程で郵送されますが、現在は電子申請でも1カ月程かかるようです。しかしながら、e-Taxでの通知受領には当然メリットがあります。一番が電子データで残っているので紛失しないことです。紙での再発行はしないようなので。

インボイス発行事業者の登録通知書の確認方法

国税庁HP⇒国税電子申告・納税システム⇒右上ログイン⇒受付システムへログイン⇒利用者識別番号等を入力⇒ログイン⇒通知書等一覧「登録画面へ」⇒通知書等選択で白枠をクリック⇒適格請求書発行事業者通知書を選択して⇒切替⇒格納日クリック⇒右下の「適格請求書発行事業者通知書一覧」へ

課税事業者で法人の場合は、すでに登録番号は決まっているわけですから、当局は強制的に通知してくれたら良いのではと思います。個人の場合は、登録番号はランダムなようなのですが当局は同様に通知できるのでと思います。

出典：「インボイス導入で変わる消費税実務【令和4年改訂版】—課税事業者・免税事業者の対策—」（ぎょうせい）渡辺章著